

(趣旨)

第一条 この要領は、海部南部水道企業団が実施する建設工事の制限付一般競争入札において、入札参加者の技術的能力の審査に係る事務の効率化及び入札参加者の手続の負担軽減を図るため、入札後落札決定までに、落札候補者の工事の経験、施工状況及び配置予定技術者の経験等の入札参加資格を審査する方式について、海部南部水道企業団制限付一般競争入札実施要領等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第二条 この要領により実施する対象工事は、制限付一般競争入札により実施する建設工事のうちから企業長が決定する。

(入札参加資格の確認)

第三条 入札に参加しようとする者は、入札公告に示す受付期限までに、事後審査方式一般競争入札参加資格確認申請書(様式第一号。以下「確認申請書」という。)を提出するものとする。

2 企業長は、受付期間経過後速やかに、確認申請書の記載事項を確認し、事後審査方式一般競争入札参加資格確認通知書(様式第二号。以下「確認通知書」という。)を送付するものとする。この場合においては、海部南部水道企業団入札参加資格審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査は要しない。

3 前項の確認通知書には、この段階での審査は予備的なものであり、本審査は開札

後、落札候補者に対して実施する旨を付記するものとする。

(入札)

第四条 入札参加者は、電子入札によらない入札の場合は、入札会場において確認通知書を提示し、入札執行者の確認を受けるものとする。

(開札)

第五条 入札執行者は、開札後、入札参加者全員の入札書記載金額及び入札者名を読み上げ、落札決定を保留し、最低価格による入札者から順に入札参加資格の審査をした上で落札者を決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

2 最低制限価格を設定した工事の入札の場合は、開札後、入札参加者全員の入札書記載金額及び入札者名を読み上げ、落札決定を保留し、最低制限価格以上の価格を入札書に記載した者のうち、最低価格による入札者から順に入札参加資格の審査をした上で落札者を決定する旨の宣言をし、開札を終了するものとする。

3 電子入札による場合は、前二項の宣言に代え、入札参加者全員に対して落札候補者決定通知書を電子入札システム等により送信するものとする。

(開札後の審査)

第六条 入札執行者は、落札候補者に対し、開札日の翌日から起算して二日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)以内に、入札参加資格の事後審査に必要な書類(様式第三号)を持参により提出させ、企業長は、速やかにこれを審査するものとする。

2 開札日以降、落札決定までの間に入札参加資格を満たさなくなった者は、落札候

1

2

補者となることができない。

3 落札候補者が第一項の期限までに書類を提出しない場合は、当該落札候補者は、入札参加資格を満たさないものとみなす。

4 企業長は、前項に該当する場合又は審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たさないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の落札候補者に対して第一項の手続を行うものとする。この場合においては、開札日を上位の落札候補者の審査が終了した日と読み替えるものとする。

(審査委員会の承認)

第七条 企業長は、落札候補者の審査結果を速やかに審査委員会へ事後審査方式一般競争入札参加資格審査調書(様式第四号)により報告し、承認を得ることにより、落札者を決定する。

3

4

(落札決定等の通知)

第八条 企業長は、前条の規定による落札者の決定後速やかに、入札参加者全員に対して、落札者決定通知書(様式第五号)により通知するとともに、審査の結果、落札者とならなかった者に対して、入札参加資格不適合通知書(様式第六号)により通知するものとする。ただし、電子入札による場合の通知は、電子入札システム等により送信するものとする。

2 前項の入札参加資格不適合通知書を受理した者は、当該通知に不服がある場合は、当該通知が到達した日の翌日から起算して五日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に、書面(様式第七号)を持参し、企業長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

3 企業長は、前項の規定により説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して五日(日曜日、土曜日及び休日を除く。)以内に、書面(様式第八号)により回答するものとする。

4 第二項に規定する申立ては、開札以降の事務の執行を妨げないものとする。

附 則

この要領は、平成二十六年四月一日から施行する。